# 草津市社会福祉協議会　福祉車両貸出事業について

## ❁福祉車両貸出事業の目的

・市内在住の外出困難な高齢者や障害者などの社会参加および在宅福祉の増進に寄与するため

## ❁貸出対象者について

①他に利用できる外出手段がない方で、車いす等を使用しなければ外出が困難な方または傷病等で外出が困難な方（ただし、生活保護受給者は対象外）
②福祉団体等
③その他、市社協会長が認めた方

## ❁運転者について

貸出対象者の家族や市社協登録運転ボランティア、もしくは福祉団体等で選任した運転者

## ❁貸出日および時間について

原則として、平日の月～金曜日の午前８時３０分から午後５時まで。
利用時間以外は時間が空いている場合、一旦返却すること。

## ❁運行対象地域について

貸出対象者の居住地等を起点とした通算走行距離が片道 20 ㎞以下の範囲

## ❁費用について

利用料：片道２０km 以内１回３００円。駐車料金や有料道路は別途利用者負担。
また、運転ボランティアに依頼される方は、待ち時間が１時間を超える場合は行きと帰りの２回に分けて利用していただき、費用は２回分必要となります。

## ❁運行の中止について

・天候（台風・大雨・濃霧・積雪等）により運転するには危険と市社協が判断した場合
・市社協登録の運転ボランティアや選任運転者が見つからなかった場合
・貸出車両の整備点検等をする場合

## ❁事業の流れ　【申請および許可について】

貸出希望者から市社協へ連絡

- 貸出希望者の状況確認や内容説明を行います。
- 申請書を提出

↓

市社協から
貸出希望者宅へ訪問又は
市社協窓口にて面談

- 面談日を決めます。
- 貸出要件を満たすかどうかの身体状況、家庭環境などの聞き取りをします。

↓

市社協で審査、決定

↓

**利用決定の可否通知（1 か月程度、要します）**

↓

貸出希望者





【問い合わせ先】
草津市社会福祉協議会
TEL：077-562-0084